住民基本台帳カード（住基カード）をご存じですか

住民基本台帳カード（住基カード）は、市区町村が交付する安全性に優れたICカードのことです。種類は「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」の2つがあります。特に「写真付き住基カード」は運転免許証などと同様に、金融機関の口座開設や携帯電話の新規購入などの公的な身分証明書としてご利用いただけます。

また、公的個人認証サービスにおける電子証明の登録をすると、税金に関する申請・届出・申告をはじめ、新車購入時の新規登録手続きがインターネットで一括して行えます。

住基カードの有効期限

交付の日から10年です。ただし、転出等により東村山市民でなくなったときは、返却してください。

住基カードの交付を受けるには

受付時間　午前9時～午後4時30分（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

申請場所　市民課窓口（本庁舎1階）

※地域サービス窓口では行っていません。

申請できるかた　東村山市に住民登録があるかた

手数料　顔写真付き・なし、いずれも1枚500円

申請方法　市民課窓口にある「住民基本台帳カード交付申請書」に必要事項を記入し、署名・捺印の上、提出してください。

※顔写真付き住基カードをご希望のかたは、無帽、無背景、たて4・5㎝×よこ3・5㎝の6か月以内に撮影した写真が必要です。

申請の際の注意　交付申請者が本人であること、及び当該申請本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便等により当該申請者に対して照会書を送付します。後日、必要事項を記入した照会書と本人確認

顔写真付き住基カード（見本）

国民健康保険で非自発的失業による国民健康保険税の軽減の対象期間が拡大されました

非自発的失業による国民健康保険税の軽減の対象期間が一部変更になりました。

対象　平成21年3月31日以降に非自発的な失業をされたかたで、雇用保険受給資格者証による特定受給資格者、特定理由離職者に該当されるかた

軽減内容　失業日の翌日の属する月からその翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30として算定する。

新たに軽減対象となる期間

事業所Aの非自発的失業による国保税軽減期間中に新たに事業所Bに就職（事業所Bの保険証になった）したが、すぐに事業所Bを退職して再び国保に加入した場合、事業所Aの国保税軽減期間内であっても国保税は軽減されない。

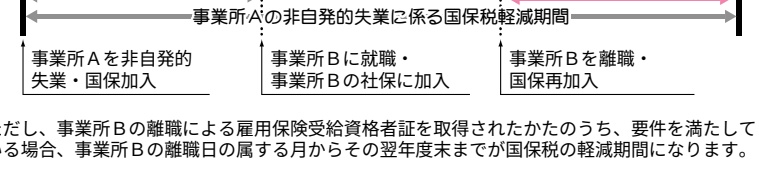

事業所Aの非自発的失業による国保税軽減期間中に新たに事業所Bに就職（事業所Bの保険証になった）したが、すぐに事業所Bを退職して再び国保に加入した場合、事業所Aの国保税軽減期間内であれば国保税は軽減される。

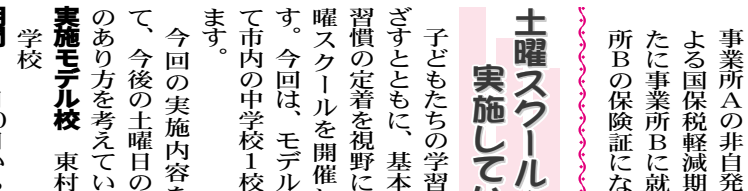

※ただし、事業所Bの離職による雇用保険受給資格者証を取得されたかたのうち、要件を満たしている場合、事業所Bの離職日の属する月からその翌年度末までが国保税の軽減期間になります。

土曜スクールを実施しています

子どもたちの学習補充をめざすとともに、基本的な生活習慣の定着を視野にいれた土曜スクールを開催しています。今回は、モデル事業として市内の中学校1校で実施します。

今回の実施内容を検証して、今後の土曜日の補習活動のあり方を考えていきます。

実施モデル校　東村山第六中学校

期間　7月10日からの原則隔週の第2・4土曜日

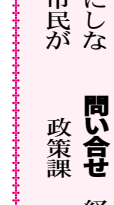

できる書類（保険証等）をご持参ください。

※本人の顔写真が貼付された、運転免許証、パスポート、その他官公署が発行した免許証等（有効期限内のものに限る）の本人確認ができるものをお持ちであれば、即日発行することができます。

※カード交付の際には受領印が必要ですので、印鑑を必ずお持ちください。

問い合せ　市民部市民課

「国民健康保険（国保）高齢受給者証」をお持ちのかたへ

高齢受給者証の更新

高齢受給者証の一部負担金の割合は、住民税の課税所得により決まるため、毎年8月1日に見直しを行います。

※一部負担金の割合の決定基準は**右下表**のとおり

これに伴い、新しい高齢受給者証を7月下旬に世帯主のかたへ郵送します。今までの高齢受給者証は、8月1日以降に保険年金課（本庁舎1階・8番窓口）へお返しください。

★医療機関で受診する際には、保険証と高齢受給者証を必ずお持ちください。

一部負担金の割合が3割から2割（平成23年3月31日までは1割）になるかたは申請が必要です

一部負担金の割合が3割のかたで、次の①～③のいずれかに該当する場合は、申請により2割負担（平成23年3月31日までは1割負担）となります。

①70～74歳の国保加入者が2人以上の世帯で、その合計年収が520万円未満の場合

②70～74歳の国保加入者が1人の世帯で、その収入が383万円未満の場合

③70～74歳の国保加入者が1人の世帯で、さらに国保加入後に、後期高齢者医療制度に移行したかたがいる世帯のうち、国保上の世帯主が後期高齢者医療制度に移る前と同一（旧国保）の場合、旧国保のかたとの合計収入が520万円未満の場合

問い合せ　健康福祉部保険年金課

一部負担金の割合の決定基準

基準	一部負担金の割合
・住民税の課税所得が145万円以上ある場合 ・同一世帯に、70～74歳の国保加入者で、住民税の課税所得が145万円以上のかたがいる場合	3割
上記以外の場合	2割（※）

※一部負担金の割合は、平成20年4月1日から2割になる予定でしたが、国の政策により平成23年3月31日まで**1割**のまま継続されます。

集合住宅から排出される容器包装プラスチックの組成分析調査を行います

最近、資源として出される容器包装プラスチックの中に洗わずに汚れた容器包装プラスチックが含まれていたほか、生ごみや靴、ペットボトルなど、ほかに分別すべきものが混入しています。

市では、分別の徹底を図る一環として、集合住宅から排出される容器包装プラスチックの「組成分析調査」を実施します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

調査場所　市内の集合住宅（マンション、団地等）

調査期間　7月以降に随時実施

※調査を実施する集合住宅の関係者のかたには、事前に連絡をさせていただきます。

問い合せ　資源循環部ごみ減量推進課

萩山町 防災訓練を実施します

萩山町にお住まいのかたを対象に避難訓練や消火・救出訓練を実施します。災害時に備えて日ごろから何を準備しなくてはならないのか。自助・共助の精神を高め、地域の防災意識の向上を目指します。

参加希望者は、各自治会で指定する一時集合場所又は萩山小学校に集合してください。自治会未加入のかたは直接、萩山小学校避難所受付へお越しください。

当日は、タオル・帽子等の暑さ対策を各自行ってください。

日時　7月24日（土）午前9時～正午ごろ

※雨天等中止の場合は、その旨を萩山小学校校門及び各自治会一時集合場所に掲示します。

場所　市立萩山小学校（萩山町4－16－1）

主催　萩山町防災訓練実行委員会

後援　東村山市、東村山消防署、社会福祉協議会

問い合せ　市民部防災安全課

今月の納税

固定資産税・都市計画税第2期 国民健康保険税第1期の納期限は8月2日です

市税納付の日曜窓口

7月25日（日）

市税（市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税）納付の日曜窓口を開設します。

当日は納税相談（要予約）も行っていますのでご利用ください。

日時　7月25日（日）午前9時～午後3時

場所　本庁舎2階納税課

※地下1階の夜間受付よりお入りください。

※納税証明書・課税証明書・非課税証明書の発行はできません。

※本人以外のかたが、納税相談をする場合は、本人の委任状が必要です。

シリーズⅡ 自治基本条例について④

市民参加・市民参画の手法

東村山市長の渡部尚です。

前回、「東村山の自治や自治基本条例について、広く市民の皆さんから多くの声をいただくためには、どのような方法が適切で効果的かを審議会でご論議いただきます。」と申し上げました。

去る6月23日、第1回自治基本条例市民参画推進審議会を開会し、私は、明治大学教授である牛山久仁彦会長に「東村山市における自治基本条例策定の必要性について」を諮問するとともに、「必要性の判断をいただくための市民参加の手法について」もご論議いただくようお願いしました。

市民参加の手法や市民参画における討議の重要性は、例えば、イギリスの討議制意見調査、デンマークのコンセンサス会議、ドイツのプラーヌンクスツェレ、アメリカの市民陪審員制度など、様々な討議型市民参加の制度を生み出し、いずれも、あれかこれかを集計的に決定するのではなく、決定の過程を大切にしながら討議を通して一般市民が自治や公共的課題を考える手法として注目されています。

これらの例もご参考いただき、審議会では、市民の皆さんの声を積み重ねる手法についてご論議、ご指導いただけるものと考えています。そして、その手法に沿って、市民の皆さん同士が東村山の自治や自治基本条例のあり方、公共的課題などを話し合い考えていただくことを期待しています。

私は、こうした過程そのものに、東村山の自治の礎があると信じております。

問い合せ　経営政策部企画政策課